さくら通信３月号

2018年3月 No.159

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会

杉原義夫相談役

昨年末に99歳で逝去された。昭和25年1月飼料問屋㈱アイ杉原を創業。徳島商工会議所副会頭等の要職を歴任。昭和52年徳島北ロータリークラブ発足。初代会長に就任。偉大なボスで、村長さんのような存在だった。3年前仕事のご用命があり、ありがたくお受けした。40年目にやっと認めていただいた感じがした。本年1月の送る会では懐かしい塩辛声の歌声が聞こえてきた。

（竹内）

～ 個人所得税の節税策（所得控除）～

配偶者控除の縮小（平成３０年から適用）、給与所得控除の縮小（平成３２年から適用）など、近年の税制改正においては、高額所得者を対象とした個人所得税の増税が目立ち、今後もその傾向は続くと予想されます。

個人所得税の計算は、所得から各種所得控除を差し引いた残額に所得税率をかけて計算します。こうした各種所得控除を漏らさず申告することが節税の第一歩であることから、今回、各種所得控除の基本的事項についてまとめてみました。

- ✧ 雑損控除・・・災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- ✧ 医療費控除・・・支払った医療費かセルフメディケーション支出が一定額以上ある場合
- ✧ 社会保険料控除・・・健康保険や厚生年金などの支払保険料がある場合
- ✧ 小規模企業共済等掛金控除・・・小規模企業共済や確定拠出年金の支払いがある場合
  平成２９年より個人型確定拠出年金（ iDeCo：イデコ）は、基本的にすべての人が加入できる制度となりました。掛け金の全額が所得控除できますので、節税策として有効です。
- ✧ 生命保険料控除・・・生命保険料を支払った場合
  平成２４年以後の契約から、一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険の３種類に分類され、それぞれに控除限度額が設けられています。節税の上では、３種類にバランスよく加入するのが得策です。
- ✧ 地震保険料控除・・・地震等損害部分の保険料を支払った場合
- ✧ 寄付金控除・・・国や特定の政治献金、公益法人等に寄付した場合
  ふるさと納税をした場合もこれにあたります。
- ✧ 寡婦・寡夫控除・・・配偶者と死別・離婚した後再婚していない方で子供がいる方など
- ✧ 障害者控除・・・本人もしくは扶養親族等が障害者に該当する場合
  要介護等高齢者の場合、障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、市町村の認定を受けることで障害者控除の適用を受けることができる場合があります。
- ✧ 配偶者控除・配偶者特別控除・・・一定所得額以下の配偶者がいる場合
- ✧ 扶養控除・・・一定所得額以下の扶養親族がいる場合
  申告する本人と生計を一にしていることが前提ですが、必ずしも同居が必要な訳ではなく、例えば別居の老親に生活費の仕送りをしている場合等、対象となる場合もあります。

それぞれの所得控除には、さらに詳細な適用要件がありますので、ご不明点がございましたら当事務所までご相談ください。

（大寺）

3月の税務

1　29年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
納期限…3月15日

2　所得税確定損失申告書の提出期限…3月15日

3　29年分所得税の総収入金額報告書の提出　提出期限…3月15日

4　確定申告税額の延納の届出書の提出
申請期限…3月15日　延納期限…5月31日

5　個人の青色申告の承認申請
申請期限…3月15日（1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内）

6　29年分贈与税の申告　申告期間…2月1日から3月15日まで

7　個人の道府県民税・市町村民税・事業税（事業所税）の申告
申告期限…3月15日

8　国外財産調書の提出…3月15日

9　2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…3月12日

10　個人事業者の29年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…4月2日

11　1月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞　申告期限…4月2日

12　1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者（29年12月分）の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
申告期限…4月2日

13　法人・個人事業者（29年12月分及び30年1月分）の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞　申告期限…4月2日

14　7月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）　申告期限…4月2日

15　消費税の年税額が 400 万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞　申告期限…4月2日

16　消費税の年税額が4,800 万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告（11月決算法人は2か月分）＜消費税・地方消費税＞
申告期限…4月2日

【凝縮版】平成 30 年度労働・社会保険関係改正予定（動向）

☆2 月 15 日開催・さくら合同事務所研修会より【H30/2/10 現在】☆

Ⅰ.労働関係等

1. 雇用に関して
   （1）雇用形態にかかわらない均等待遇規定・均衡待遇規定の整備
   （2）労働者の募集・求人申込制度変更（職業安定法）【H30/1/1】
      ①労働条件最低限明示３点追加
         ★試用期間の有無、期間　★雇用しようとする者の氏名又は名称　★派遣労働者か否か
      ②適用すれば、必要な明示
         ★裁量労働制適用のとき ⇒ その旨　★**固定残業制**適用のとき ⇒ 時間、金額等の計算方法を明示
   （3）雇用保険 ⇒ 雇用保険料率変わらず【～H31 年度まで】
      ①一般の事業・失業等給付 ⇒ **6/1,000**（労働者・事業主 1/2 按分）　二事業 ⇒ 3/1,000（事業主）
      ②建設の事業・失業等給付 ⇒ **8/1,000**（労働者・事業主 1/2 按分）　二事業 ⇒ 4/1,000（事業主）
   （4）障害者雇用
      ①法定雇用率・民間企業【現行】2.0％・50 人以上に１人 ⇒**【H30/4/1】2.2％・45.5 人以上に１人**
      ②障害者雇用率　・30 時間以上/週 ⇒ １人
         ・20 時間以上/週～30 時間未満/週 ⇒ 0.5 人（特例・精神障害者時限措置有）
2. 育児・介護休業法 ⇒ 育児休業２歳まで延長可能【H29/10】
3. 無期転換ルール
   （1）原則　有期の契約社員 ⇒ 反復更新 ⇒ 通算５年超 ⇒ 無期転換権発生
   （2）特例**【定年後継続雇用社員】**
      ・**『第二種計画認定・変更申請書』**⇒ 労働局の認定 ⇒ 無期転換権発生しない
      ・認定日から有効 ⇒ 早めの対応を
4. 民法改正（債権の消滅時効改正と未払い残業代への影響）【H29/5 成立・H32/4 施行】
   【民法】職業別の短期消滅時効廃止 ⇒【労基法】現行２年の賃金請求権、有給休暇等は何年に？
   現行の２年？ ５年？ ５年より短い？ ⇒ 労使交えての検討課題
5. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現
   （1）労働時間制度の見直し（建設業・自動車運転業・医師等の職種は施行時期猶予）
      ① 時間外労働の原則 ⇒ 45 時間（42 時間・１年変形）/月・360 時間（320 時間・１年変形）/年
      ② 特別条項 【現行】⇒ 上限なし
         【改正案】⇒ **720** 時間/年・**100** 時間未満/**単月**・**平均 80** 時間/**複数月**
   （2）裁量労働制の見直し、高度プロフェッショナル制度、勤務間インターバル制度等

Ⅱ.社会保険関係

1. 保険料率　（1）健康保険料率　⇒ **10.28％**（↑0.10％）【H30/3 分より】
   （2）介護保険料率　⇒ **1.57％**（↓0.08％）【H30/3 分より】
   （3）厚生年金保険料率 ⇒ **18.300％**【H29/9 最終】
2. 協会けんぽの**【医療費のお知らせ】**⇒ H29 年分の確定申告の医療費控除に使用可能

（竹内政代）

リスマネ委員会

○●○　小規模企業共済等掛金控除　○●○

＜概要＞　納税者が小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金等を支払った場合には、その掛金の所得控除が受けられます。これを小規模企業共済等掛金控除といいます。

＜対象となる掛金＞

中小企業基盤機構と結んだ共済契約金	個人事業主や小規模企業の役員が共済金を積み立てて、退職時などにそれまで積み立てた共済金を受け取れる共済制度
個人型年金加入者掛金（ iDeCo ）	公的年金に加えて給付を受けられる私的年金
心身障害者扶養共済制度の掛金	障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（終身・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度

2017 年１月からは iDeCo の対象者が大幅に拡大され、今まで加入できなかった企業年金加入者（会社員）・公務員・第３号被保険者（専業主婦等）も加入できるようになりました。

＜控除金額＞　控除できる金額は、その年に支払った掛金の全額です。

（さくらビジネス）

12日　一括有期事業開始届＜概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事＞(労働基準監督署)

4月2日　健保･厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書･雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所･公共職業安定所)
有期事業概算保険料延納額＜4月～7月分＞の納付
(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢･通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

医療係

○●○　医療法人の出資持分の評価～後編～　○●○

会社の規模区分による、出資持分の評価額を前月号と合わせてお読みください。

Ⅰ.評価上の規模別区分(小売･サービス業)
下記表にある規模区分のいずれに該当するかにより、Ⅱの計算方法より評価します。

区分	区分の内容	総資産価額（直前期末の帳簿価額）及び従業員数（直前期末以前１年間）	取引金額（直前期末以前１年間）
大会社	従業員数が70人以上の会社又は右のいずれかに該当	15億円以上(従業員数が35人以下を除く)	20億円以上
中会社	従業員数が70人未満で右のいずれかに該当(大会社に該当する場合を除く)	4,000万円以上(従業員数が5人以下を除く)	20億円未満 6,000万円以上
小会社	従業員数が70人未満で右のいずれにも該当	4,000万円未満又は従業員数が5人以下	6,000万円未満

Ⅱ.出資持分の評価
(1) 大会社に該当
類似業種比準価額によって評価します。選択により、純資産価額(相続税評価額)によって評価することもできます。
(2) 中会社に該当
次の算式より計算した金額によって評価します。選択により、算式中の類似業種比準価額を純資産価額によって計算することもできます。
類似業種比準価額 × A ＋ 1口当たりの純資産価額(相続税評価額) ×（1－A）
上記算式中の「A」は、総資産価額(帳簿価額)及び従業員数又は取引金額に応じて、0.6～0.9に区分されいずれかの大きい割合となります。
(3) 小会社に該当
純資産価額(相続税評価額)によって評価します。選択によりAを0.50として(2)の算式によって評価することもできます。

（田中）

会計制度

○●○　会計監査⑤　監査手続　○●○

今回は、会計監査で実施される監査手続をご紹介します。
会計監査を行うにあたって、会計監査人は様々な手続を組み合わせて決算書が適正かどうかの検討を行います。その一例を以下に挙げてみます。

手続名	内容	一般的な証拠力
実査	実際に数える 例:現金を数える	強い
確認	第三者に文書で質問して、会計監査人が直接回答をもらう 例:銀行に残高確認状を送付し、監査人に直接送ってもらう	強い
観察	注意して見る 例:棚卸のときに在庫をどのように数えているかを見る	やや弱い
質問	会社等に疑問点を聞く 例:売上が増加した要因を聞く	弱い
閲覧	文書を読む 例:契約書や取締役会議事録を読む	やや弱い
突合	数値や内容を突き合わせる 例:試算表と補助元帳の残高を突き合わせる	やや強い
分析	各種情報間にある関係性を推定して、比較検討する 例:勘定科目の前年同期比較を行う	やや弱い
再計算	数値を検算する 例:貸借対照表の合計額を検算する	やや強い

会計監査人は、決算書の間違いが起こりやすいと考える場合にはできるだけ強い証拠力が得られる手続きを選択します。逆に、重要性がそれほど高くない場合には、弱い手続でも十分と考えることもあります。ただし、質問のみで監査手続を終えることは通常ありません。
なお、税務調査においても、上記のような手続がなされていることが多いと思われます。

（孝志洋）

税務Q&A

○●○　Q：仮想通貨に税金ってかかるの？　○●○

A: 仮想通貨を売却又は使用することにより生ずる利益については、原則として、雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。雑所得における損失は、他の所得との損益通算はできません。

1：**仮想通貨の売却** … その売却価額と取得価額の差額が所得金額となります。
2：**仮想通貨での商品の購入** … 決済に使用した場合、商品の購入価額と仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。
3：**仮想通貨の交換** … 交換した仮想通貨の取得価額と保有する仮想通貨の取得価額との差額が所得金額となります。

（岸上）

資産税係

○●○　小規模宅地の特例　平成３０年税制改正②　○●○

小規模宅地の特例の特定居住用宅地等の特例のうち、いわゆる『家なき子特例』とは、被相続人に配偶者や同居親族がいない場合、被相続人が居住していた宅地を、持ち家のない相続人が相続した場合に、330 ㎡まで 80％評価減が可能な特例です。

平成 30 年税制改正大綱では、この『家なき子特例』の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外するとあります。

イ　相続開始前 3 年以内に、その者の 3 親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
ロ　相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

そもそも、『家なき子特例』は、本当に持ち家がない相続人が被相続人の居住用宅地を相続することにより、将来的にそこに引っ越してその宅地を守っていくことを本来の趣旨としています。

ところが、「家なき子特例」の条件である「相続開始前3年以内に持ち家を持たない人」という状況を意図的に作り出す「節税スキーム」が見られるようになりました。

例えば、自宅を所有する人が、子どもに自宅を贈与や売却して持ち家を持たない人となり、そのまま子どもと一緒に生活するケースや、自宅を所有する人が、親族が設立した資産管理会社に自宅を贈与や売却して持ち家を持たない人となり、売却後は役員社宅としてそのまま住み続けるケースなどです。この状態で3年以上生活し、親の相続が発生すれば「家なき子特例」が適用され、相続税の負担が軽くなるという節税スキームです。

形式面だけ持ち家がない相続人になるのは本来の趣旨を考えると本末転倒なのです。このような、節税スキームを封じるために今回の改正となりました。

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する相続について適用される見込みです。

（坂田）

研修会を開催しました！

2018. 2. 15(木) at 徳島県教育会館

ご参加いただきました皆様、ありがとうございました。
次回のご参加も、役職員一同心よりお待ちしております。

【講師の紹介】
・さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士　　竹内政代
・さくら税理士法人
公認会計士・税理士　大寺健司

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・ﾒｰﾙ等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合　徳島県労務能率協会
〒770-0025　徳島市佐古五番町２番５号
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ：http://www.skr39.co.jp/
Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　：kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL：０８８－６２５－２５５６
FAX：０８８－６５４－１１８１